

# 定款

## 序文

日独産業協会(以下、本協会とする)は、ドイツ連邦共和国と日本国との関係を深めることを目的とし、日独共通の利益の対象となる問題についての情報交換及び対話の基盤を提供する。これにより本協会は両国間の相互理解を深め、協力関係を見出し、あるいは容易にすることを試みるものである。

## 第一章 名称、所在地、業務年度

- 第1条** 本協会は、「日独産業協会(DJW)」とし、社団登記簿に登録される。登記上の名称は社団法人日独産業協会(DJW)と表示する。
- 第2条** 本協会の所在地はデュッセルドルフとする。
- 第3条** 事業年度は暦年とする。

## 第二章 目的、事業、公益性

- 第1条** 本協会はドイツ連邦共和国と日本国との間の国際理解の推進を目的とする。定款の目的は情報提供、特に両国の固有の見識を提示することを通じて人々の理解を図り、相互理解の向上に努める措置によって実現されるものとする。具体的には、相手国における企業活動にとって必要な経済的、政治的そして文化的枠組みのよりよい理解へと導く、催事の開催や出版物の発行、共同プロジェクトの実施などである。

本協会の目的は特に以下の項目によって達成される。

- 有益な情報収集、独自の出版物の発行と各種問い合わせに対する回答
- 情報提供と会員並びに本協会活動内容に興味を持つ者が有する両国固有の見識の交換
- 日独関係の促進に携わるその他の機関、商工会議所、官庁との協力

- 第2条** 本協会はドイツ連邦共和国の税法で規定される「税制上の優遇措置を受けるための目的」という意味での公共的な目的のみを直接追求するものであり、非営利団体である。自己の営利目的の活動は行わないものとする。資金および場合によって起りうる剰余金は定款にのっとり目的のためにのみ使用されるものとする。

- 第 3 条** 本社はこの定款に従った活動を自身で行い、自身で活動を遂行しない場合には、補助動員を利用したり、本社の目的にかなった措置を実現できる場合には、資金を同様な税制上の優遇措置を受けた団体に提供することができる。
- 第 4 条** 個人あるいは法人は、本社の目的に反する支出や、極端に高額な後援金、贈与や報酬によって優遇されてはならない。会員は会員資格を理由に利益配当金やその他の贈与を受け取ってはならない。

### § 3 第三章 会員資格

- 第 1 条** 会員資格は任意である。本社の目的を支援する意志を持ついかなる個人や法人も会員になることができる。入会申し込みは書面によって行われ、その諾否は理事会が決定する。申し込みを受理しない場合、その理由の通知義務を負わないものとする。
- 第 2 条** 会員資格は正会員、あるいは特別会員として取得することが可能である。会員総会の決定に基づき名誉会員をおくこともできる。正会員の年間会費は会員総会を通じて決定される。
- 会員資格は正会員あるいは特別会員として取得することが可能である。
- 会員総会の決定に基づき名誉会員をおくこともできる。
- 正会員の年会費は、会員総会を通じて決定される。(会費規約)
  - 特別会員の年会費については特別会員との協議と理事会の決定によって定められる。
  - 名誉会員は会員費支払義務を免除される。
- 第 3 条** 会員は会員資格を退会、除名あるいは死亡により喪失する。本社からの退会は理事会に対し毎年業務年度末 3 ヶ月前までに書面にて届けられなければならない。
- 第 4 条** 会員が本社定款に違反した場合、とりわけ期限後書面による勧告にもかかわらず会費納入の義務を怠った場合、あるいは本社の名声をはなはだしく傷つけた場合、本社はこの会員を理事会の決定により除名することができる。決議の前に、会員には口頭もしくは書面による弁明を行う機会が与えられる。除名決定の送達後最高4週間以内に会員は理事会宛の書留め文書によって会員総会への異議申し立てを行うことができる。異議はその限りでは除名決定延期の効果がある。この会員の除名否については次回の通常会員総会にて決定が下される。

### 第四章 組織

本社の組織は以下のように構成される。

- (1) 会員総会
- (2) 理事会
- (3) 理事長及び理事長代理
- (4) 常務理事・事務局長

Deutsch-Japanischer Wirtschaftskreis e. V. (DJW)  
 Graf-Adolf-Straße 49  
 40210 Düsseldorf, Deutschland  
 Tel. +49 - (0)211 - 99 45 91 91  
 Fax +49 - (0)211 - 99 45 92 12  
 E-Mail: [services@djw.de](mailto:services@djw.de) | Internet: [www.djw.de](http://www.djw.de)

Bankverbindung in Deutschland  
 Deutsche Bank AG, Düsseldorf  
 IBAN: DE62 30070024 0200453900  
 BIC/SWIFT: DEUTDE33

Bankverbindung in Japan  
 Mizuho Bank (Bank Code 0001)  
 Tokyo Chuo Branch (Branch Code 110)  
 Kontonummer: 2550613 (futsū-Konto)  
 BIC/SWIFT: MHCBJPJT

## 第五章 会員総会

- 第 1 条** 通常会員総会は年に一回の開催とする。招集は E メール、ファックスを含めた書面により行われる。
- 第 2 条** 理事会は必要があると認められた場合、あるいは理事会に対し書面にて会員総数の 5 分の 1 以上の要求があった場合には、臨時会員総会を招集できる。招集期限は 2 週間とする。
- 第 3 条** 会員総会決議事項は以下のとおりである。
- (1) 年次報告の承認と理事の任免
  - (2) 正会員に対する会費の決定
  - (3) 理事の選出及び招集
  - (4) 名誉理事長の選出
  - (5) 定款の変更と本社团解散に関する決定
  - (6) 名誉会員の選出
  - (7) 会計監査人の選出
- 第 4 条** 決定事項の受理に関しては会員総会での有効投票の過半数の多数決によって決定する。棄権は無効票とみなされる。定款の変更については、有効票の 4 分の 3 以上の多数を持って決定する。
- 第 5 条** 会員総会以外における決定は、理事会の発起で、書面による方法によって行うこともできる。決定は投票権のある会員の過半数以上が賛成の場合受理される。
- 第 6 条** 決定は総会または成立の場所、時間及び投票結果を議事録に記さなければならない。議事録は事務局長が作成し、署名しなければならない。

## 第六章 理事会

- 第 1 条** 理事会は理事長、常務理事・事務局長、その他の少なくとも 3 名の理事、そして場合により名誉理事長によって構成される。理事は最低 1 年間、最高 5 年間の任期で選出される。総会前に任期満了を迎えた場合、理事は次の総会まで在任する。
- やむを得ない理由によっては、理事会は任期中に理事を新しく選出することができる。新しく選出された理事は次の会員総会で承認される必要がある。
- 第 2 条** 法律や会員総会定款によって活動が留保されていない限り、理事会は本社の全ての活動に携わる。理事会は特に会員総会の準備、次年度に向けての年次予算案作成、年次報告作成、会員総会における決定事項の実行、会員受け入れについての決定等の業務を担う。
- 第 3 条** 名誉理事長には、本会の理事として功労のあった人物、もしくはその他の方法により本会の活動に尽力した人物が選任される。任期に期限はない。名誉理事長は投票権を有しないが、名誉理事長からの助言は歓迎する。また、名誉理事長は理事及び事務局による報告に引き続き関与する。

- 第 4 条** 理事会は理事長(理事長不在の場合には理事長代理)によって召集された集会において決議を行う。理事会は 1 週間の期限内で招集される。通常、議題が召集の際にあわせて通知されるものとする。理事会は少なくとも投票権のある理事の 2 名が出席していれば決定を下すことができる。決定は有効票数の過半数の多数決によってなされ、同数の場合には理事長(不在の場合は最年長の理事長代理)の票によって決まる。その他の点に関しては第 5 章の 4 条が適用される。

## 第七章 理事長と理事長代理

- 第 1 条** 理事会はその中から理事長と理事長代理を選出する。理事長が議事規定を定めることができる。
- 第 2 条** 理事長は理事会の同意に基づき、事務局長を任命する。
- 第 3 条** 本社は、それぞれが代表権を持つ理事長と事務局によって対外的に代表される。
- 第 4 条** 理事長と事務局長が民法 26 条で規定される理事である。

## 第八章 事務局長

理事長との協議に基づき、事務局長が日常行業務を司る。

## 第九章 顧問会

理事会は諮問機関として顧問を置くことができる。この顧問会の会員として本社の活動に関して高い見識を有する、あるいはその他の方法によって日独の協力と理解に尽力している人物を迎えることができる。

## 第十章 分科会

- 第 1 条** 本社は独自の関心に応じるため、分科会を置くことができる。
- 第 2 条** 分科会は理事会と協議の上、独自の議事規定を定めることができる。
- 第 3 条** 分科会によって選出された代表者は理事会にオブザーバーとして参加することが可能である。代表者には民法第 30 条に基づき活動の実行に対し代表権が認められる。

## 第十一章 本社の解散

- 第 1 条** 本社の解散はこの目的のために召集された会員総会においてのみ決定することができる。解散決議は出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 無効票については決議の対象としては考慮されない。
- 第 2 条** 他に決定のない場合、理事長及び事務局長は共同で代表権のある精算人になる。

**第3条** 本社の解散、閉鎖、あるいは従来の目的廃止の際には、本社の資産は公益財団「ノルトライン・ヴェストファーレン州独日文化育英会」に帰属し、公益目的にのみ利用されるものとする。

デュッセルドルフ、2011年9月23日

(注) 本文は2002年に決議され2007年4月及び2011年9月にそれぞれ一部変更、追記されたドイツ語の定款を元にした翻訳であり、ドイツ語の定款のみが法的な拘束力を持ちます。

TRANSLATION

**Deutsch-Japanischer Wirtschaftskreis e. V. (DJW)**  
Graf-Adolf-Straße 49  
40210 Düsseldorf, Deutschland  
Tel. +49 - (0)211 - 99 45 91 91  
Fax +49 - (0)211 - 99 45 92 12  
E-Mail: [services@djw.de](mailto:services@djw.de) | Internet: [www.djw.de](http://www.djw.de)

**Bankverbindung in Deutschland**  
Deutsche Bank AG, Düsseldorf  
IBAN: DE62 30070024 0200453900  
BIC/SWIFT: DEUTDE33

**Bankverbindung in Japan**  
Mizuho Bank (Bank Code 0001)  
Tokyo Chuo Branch (Branch Code 110)  
Kontonummer: 2550613 (futsū-Konto)  
BIC/SWIFT: MHCBJPJ